

大阪府木材利用基本方針

平成23年12月
大阪府

大阪府木材利用基本方針

第1 公共建築物等における木材の利用の促進の意義及び基本的事項

1 木材の利用の社会的背景

国の「森林・林業再生プラン」（平成21年12月25日公表）において、2020年（平成32年）までに木材自給率を50%以上とする目標が掲げられ、この目標を受け、平成22年10月1日に「公共建築物等における木材の利用の促進に関する法律」（平成22年法律第36号、以下「促進法」という。）が施行されるとともに、「公共建築物における木材の利用の促進に関する基本方針」（以下「国の基本方針」という。）が示された。

この促進法により、公共建築物における木材の利用に努めることが国や地方公共団体の責務として示されるとともに、国の基本方針に則して都道府県の方針を定めることができるとされた。

本府においては、平成15年3月に策定された、「大阪府木材利用推進指針」（平成19年11月改正）によりこれまで、公共建築物の整備や公共土木事業等での府内産材等の利用を進めてきたところであるが、この機会に指針を見直し、新たに木材利用の促進に関する基本方針を定めることとした。

2 木材の利用の促進意義

森林は、水資源のかん養、土砂災害の防止、生物多様性の保全など様々な公益的機能を有しており、府民生活になくてはならないものである。

しかしながら、公益的機能を高度に発揮させ維持するために、適切な整備が求められる人工林では、間伐の遅れなどから森林の荒廃化が懸念される状況となっている。今後、持続的な森林整備を促進する観点から、森林整備の過程で発生する木材を有効に利用することは極めて重要な課題となっている。

また、木材は森林から持続生産が可能な自然資源であり、特に府内産材をはじめとした国産材を利用することは、森林林業の再生に資することはもとより、二酸化炭素の貯蔵など地球温暖化の防止及び資源循環型社会の形成にも貢献するものである。

3 府内産材の利用について

本府の森林は、府域の約3割を占め、北から北摂、金剛生駒、和泉葛城の三山系からなり、都市化が進んだ大阪平野を取り巻く形で位置している。人工林率は49%と全国平均の41%を上回っており、戦後植林された人工林が利用可能な段階に入ってきている。この木材の利用を促進することは、適切な森林整備を進め、健全な森林を育成することに繋がる。また、健全な森林の育成は府域の周辺山系の保全をはじめ、水資源のかん養や災害の防止など府民の安全・安心な暮らしに貢献するものである。

このようなことから、府が実施する公共建築物の整備や公共土木事業等においては、可能な限り大阪府内の森林から生産された府内産材の利用に積極的に取り組むこととする。

4 基本方針策定の目的

府内における公共建築物の整備や公共土木事業等において、木材の利用を推進するための基本的な事項等を定めるとともに木材利用を通じた循環型社会の実現に資することを目的として促進法第8条第1項に基づき本方針を定めるものである。

5 木材の利用の基本方向

木材の利用を推進するための基本的な事項

- ① 府が行う公共建築物の整備や公共土木事業等の実施に当たっては、可能な限り木材を使用した方法を採用し、積極的に府内産材の利用に努めるものとする。
- ② 府は、市町村が促進法第9条第1項に規定する市町村の区域内の公共建築物における木材の利用の促進に関する方針を定めるに際し、その整備する建築物や実施する公共土木工事において、この方針を踏まえた積極的な木材の利用を要請するものとする。

6 用語の定義

この方針において、各号に掲げる用語の定義は、次のとおりとする。

- ① 「公共建築物」とは、府又は市町村が整備する建築物のほか、府又は市町村以外の者が整備する学校、社会福祉施設等公共施設に準じる建築物をいう。
- ② 「府内産材」とは、大阪府内の森林から生産された木材のことをいう。
- ③ 「木造化」とは、建築物の新築、増築、又は改築に当たり、構造耐力上主要な部分である壁、柱、梁、桁、小屋組等の全部もしくは一部に木材を利用することをいう。
- ④ 「木質化」とは、建築物の新築、増築、改築、模様替え又は改修に当たり、天井、床、壁等、室内に面する部分及び外壁等の屋外に面する部分並びにこれらの下地等の部分に木材を利用することをいう。

第2 公共建築物における木材の利用の促進

1 木材の利用の促進のための施策に関する基本的事項

木材の利用を促進すべき公共建築物は、府内に整備される、促進法第2条第1項各号及び促進法施行令（平成22年政令第203号）第1条各号に掲げる建築物であり、具体的には、以下のような建築物が含まれる。

(1) 府又は市町村が整備する建築物

これらの建築物には、広く府民一般の利用に供される学校、社会福祉施設（老人ホーム、保育所等）、病院・診療所、運動施設（体育館、水泳場等）、社会教育施設（図書館、公民館等）、公営住宅等の建築物のほか、府又は市町村の事務・事業の用に供される庁舎等が含まれる。

(2) 府又は市町村以外の者が整備する（1）に準ずる建築物

これらの建築物には、府又は市町村以外の者が整備する建築物であって、当該建築

物を活用して実施される事業が、広く府民に利用され、府民の文化・福祉の向上に資するなど公共性が高いと認められる学校、社会福祉施設（老人ホーム、保育所、福祉ホーム等）、病院・診療所、運動施設（体育館、水泳場等）、社会教育施設（図書館等）、公共交通機関の旅客施設等の建築物が含まれる。

2 府が整備する公共建築物における木材の利用の目標

府が整備する公共建築物においては、木材利用拡大の観点から以下の（１）から（３）の手順により木造化及び木質化の取組みを推進するものとする。

（１）府が整備する低層の公共建築物においては、積極的に木造化に努める。また、木造化にあたっては、可能な限り府内産材を使用する。

（２）府が整備する公共建築物においては、（１）に規定する木造化を行うかどうかに関わらず、健康面をはじめ、ヒートアイランドの抑制や炭素の貯蔵等、環境面等における木材の特性を踏まえ、積極的に木質化を図っていく。

また、公共建築物の模様替え又は改修にあたっては、積極的に木質化を図っていく。なお、木質化にあたっては可能な限り府内産材を使用する。

（３）府が整備する公共建築物においては、府民の目に触れる機会が多いものを中心に木製品品の導入を図っていく。

（４）次に掲げる場合は（１）及び（２）は適用しない。

- ① 建築基準法等の法令、施設の設置基準等により木造化または木質化が適当でないと認められる場合
- ② 施設の用途、安全性、維持管理等を考慮すると木造化または木質化が困難と認められる場合

3 木材の適切な供給の確保に関する基本的事項

府は木材の安定的な供給体制の整備を進めていくために、森林所有者、素材生産業者等の林業従事者、木材の供給に携わる者が連携し、森林経営計画の円滑な実行に資するための林内路網の整備をはじめ、林業機械の導入、施業の集約化等による林業生産性の向上を図るよう促していく。

第3 公共建築物以外の木材の利用の促進に関する基本的事項

1 公共土木工事等における木材の利用の推進

府が実施する公共土木事業等においては、環境に配慮した工法や木材の新しい利活用に取り組むとともに、木材の特性を活かせる施工箇所については木材の利用を積極的に

進めるものとする。具体的にはダム工、護岸工、柵工、支柱、階段工、東屋、ベンチ、遊具、案内板、型枠、建築物における外構等について積極的に木材利用を図るものとする。なお、公共土木事業等では可能な限り府内産材を使用するものとする。

また、市町村等が実施する公共土木事業等への木材の積極的な利用を促進するとともに、建設業者に対する木材を利用した技術や製品情報の提供を行い、公共土木事業等への木材の利用を進めるものとする。

2 民間建築物への木材の利用の推進

府は民間事業者による建築物等の整備における、木材利用への理解を得るため、木材の活用事例や木材の関連製品の紹介及び木材供給者や木造建築に携わる建築士等に関する情報提供、木に触れる活動を通じて木に親しむ「木育」の取組みなどを積極的に行うものとする。

また、展示効果や波及効果が高い民間建築物に対して、木材の利用に対する協力を呼びかけていくこととする。

第4 その他公共建築物等における木材の利用の促進に関する必要事項

1 公共建築物等の整備においてコスト面で考慮すべき事項

府は公共建築物の整備や公共土木事業等に当たっては、設置目的や、建設コストのみならず維持管理及び解体・廃棄等のコストを含むライフサイクルコスト、施設等の利用者ニーズ、木材の利用による付加価値等を考慮するなどし、これらを総合的に判断したうえで、木材の利用に努めるものとする。

2 市町村との連携体制の強化

府は、市町村が整備する公共建築物等への木材の利用を促進するため、木材関連情報等の収集提供に努める。

3 備品等における木材製品の利用促進

府が公共建築物に導入する備品、消耗品等は大阪府グリーン調達方針に基づき、木材製品の導入に努めることとする。

4 木材の利用推進体制

府は、庁内の関係部局で組織する「大阪府木材利用促進庁内連絡会」により、関係部局との連携を図り総合的に公共建築物等における府内産材をはじめ木材の利用促進を図る。また、庁内連絡会は、公共建築物等における木材の利用の効果的な推進に資するため、毎年度利用計画について協議するとともに、利用状況に関する調査を実施する。

なお、本方針については、必要に応じて見直しを行うものとする。